

その他

1. 雨水と汚水の収支の分離

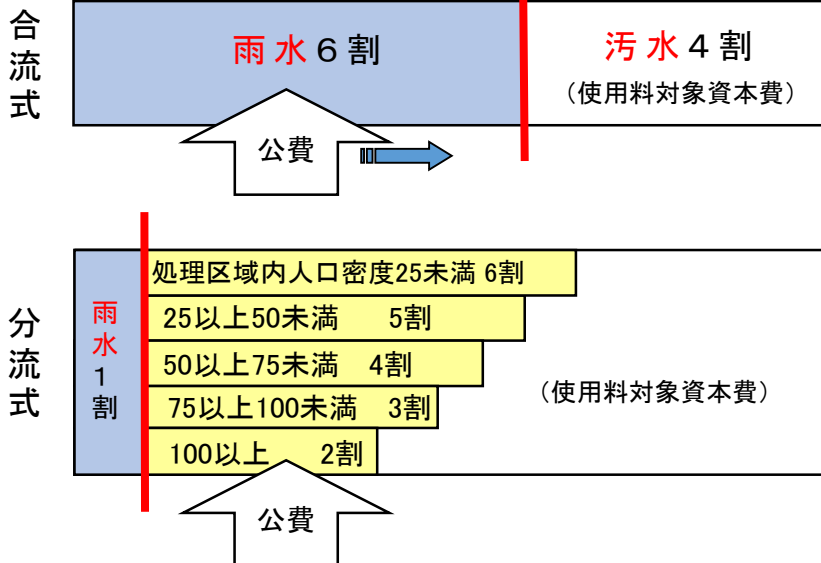
(これまでの議論)

- 全額公費負担の雨水と一部公費負担分を除き使用料で回収する汚水の収支を分離することが適切ではないか、と論点を提示し、議論。

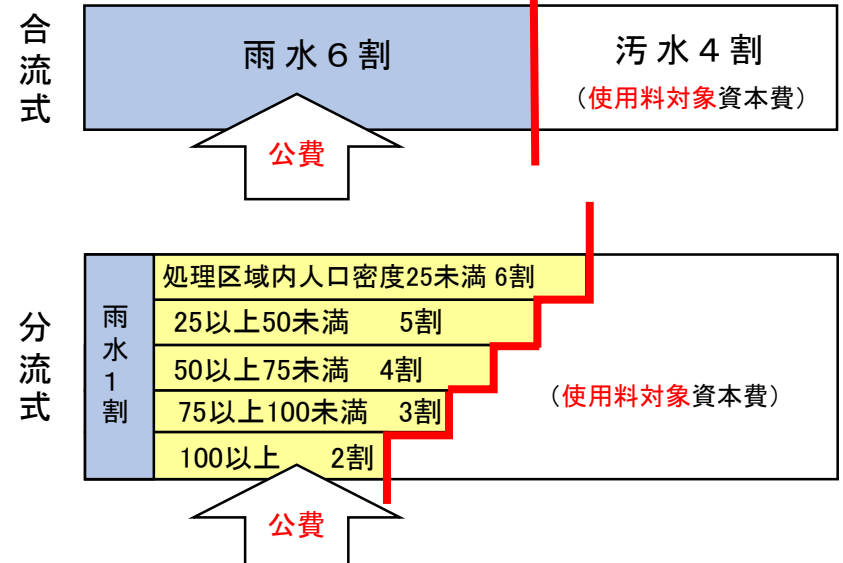
(切り口を変えた検討案)

- 収支を分離する意義として、適切な使用料水準の設定が大きな効果であると考えられることから、雨水・汚水という着眼点に限らず、公費負担分と使用料対象経費の説明資料として公表していくことも考えられるのではないかと。 (参考:「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」資料)

<従来の議論>



<新たな検討案>



「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」主な論点(抜粋)

《 論点② 料金のあり方 》

- 地方公営企業法及び各事業法においては、公営企業が徴収する料金について、事業報酬を含む総括原価方式によることを求めている。このため、料金算定に当たっては、営業費、支払利息等の経営に要する費用である狭義の原価に加え、一定の事業報酬を算入し、将来にわたってその健全な経営を確保するために必要な資金を留保することが適当との考え方が示されている。
- この事業報酬の考え方は、事業の種類や経営実態により異なってくるが、施設の老朽化に伴い更新投資の増大が不可避であることを踏まえ、水道事業や下水道事業については、その料金の算定要領等において、事業報酬を資産維持費として算入することとされている。
 - ◆ 「水道料金算定要領（日本水道協会）」によると水道事業の資産維持費については、対象資産の3%を標準とすることとされている。
- 公営企業の料金のあり方について、総括原価方式の原則を維持することとした上で、事業報酬のあり方を含め、今後の課題を踏まえた整理を行うべきではないか。
- また、多くの公営企業で料金水準の改定が求められる中、議会や住民の理解を深めるための適切な情報提供のあり方等についても検討すべきではないか。

具体的な検討項目

[その他]

- 料金に係る原価計算等の内訳の開示を徹底すべきではないか。

→ 原価計算の内訳を明らかにした書類を、予算書や決算書に添付することが考えられるか。

※ 「水道法の施行について」(昭和32年12月27日 厚生事務次官通達)においては、水道法第14条第2項及び第3項の規定に基づき、料金の変更の届出又は変更の認可申請を行う際に提出すべき様式として、「料金の算出根拠及び経常収支の概算」が定められている。

- 将来のための資金として料金に組み込んだものをどのように維持させるか。

→ 平成24年度の資本制度の見直しを受け、全国一律の義務的な積立金制度から、各団体の実情に応じて積立てルールを確立する仕組みへの移行が不十分になっているのではないか。あらためて各団体における積立てのルールの必要性等を示す必要があるのではないか。

また、同様に、地方公営企業が経営によって獲得した利益を固定資産の取得を通じ自己資本化することを義務づける制度が廃止されたが、資本金の組入れについて今後どのような取り扱いとすべきか。

→ 基金として管理している団体があるが、その必要性をどう考えるか。

2. 下水道事業債の仕組み

(現行制度における課題)

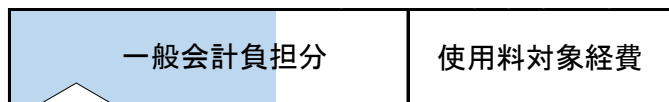
- 現行の下水道事業債は、起債した下水道事業債の元利償還金に対して一定の率を普通交付税の基準財政需要額に算入する仕組みとなっており、一般会計から下水道事業会計に対する繰出しと交付税措置が連動していないことについて問題ではないか。
- また、下水道事業の建設改良費の地方負担分について100%財政措置と連動した下水道事業債を充当可能になっていることが、経営状況の良い下水道事業では、将来の更新のための内部留保資金の確保にディスインセンティブが働いているのではないか。
- 将来を見通した安定的な経営の観点からも、建設改良にかかる一般会計負担額を建設改良時点で確定することが重要なのではないか。

(論点)

- 経費回収率の高い事業において、資産維持費の導入を進めていく上で、公費負担分を起債の時点で一般会計で起債し、下水道事業会計では資金手当債(交付税措置のない起債)を充てることができる、と分けることで、将来の更新のための積立を促す仕組みになるのではないか。
- 公営企業会計の適用を進める中、B/Sにおいても一般会計と下水道事業会計の負担区分を明確化し、適切な使用料水準の設定にも資するのではないか。

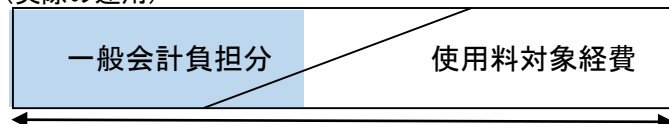
<現行措置>

(地財計画上の考え方)



うち7割を交付税措置

(実際の運用)



全額下水道事業債を充当

(処理区域内人口密度等の区分に応じて元利償還金の一定割合に交付税措置)

<見直し案(イメージ)>



一般会計で起債、繰出し

資金手当債を充当可能



繰出しに対して交付税措置

3. 中長期的な財政措置の方向性

(今回の見直しの視点)

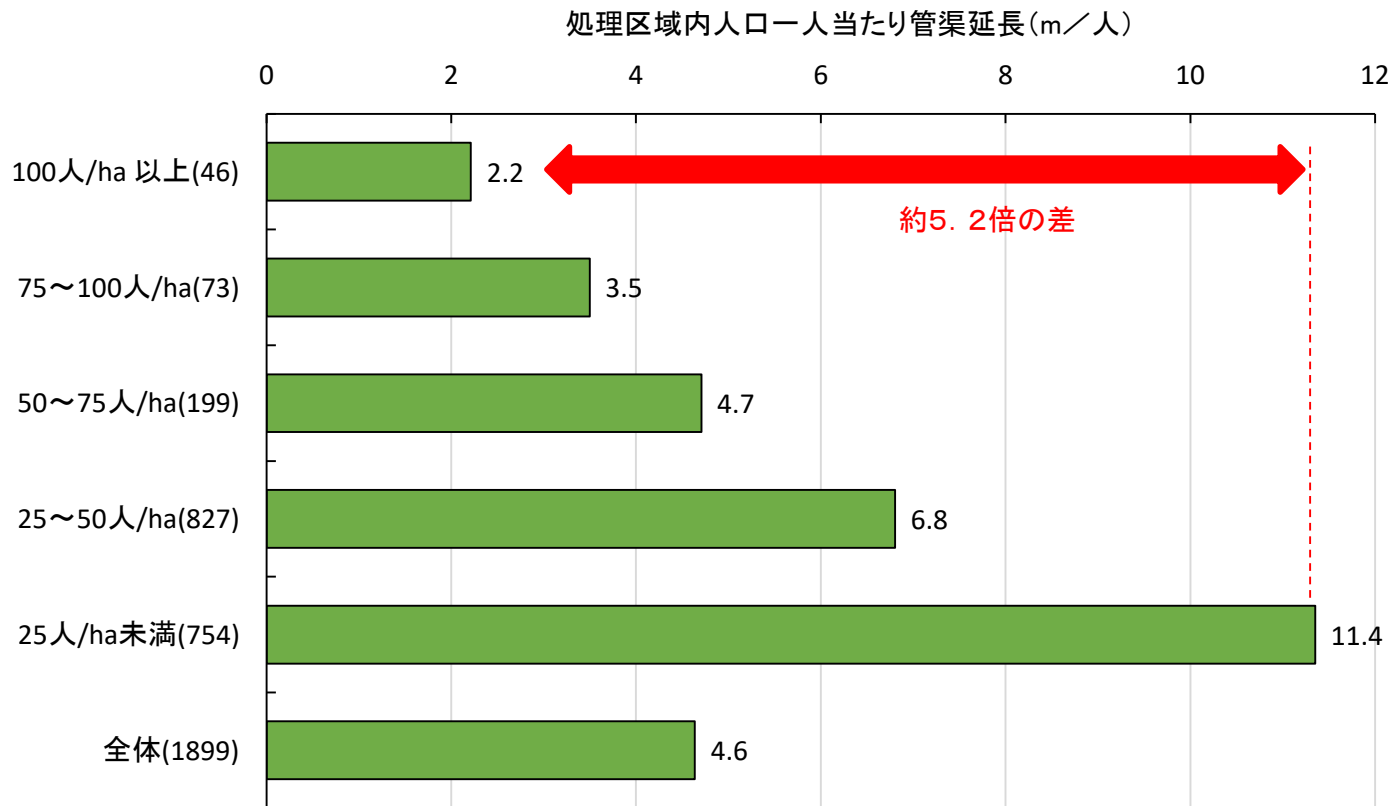
- 小規模な下水道事業の汚水処理費の高さは、1事業あたりの処理場数が多い(資料1 P.8)ことも要因として考えられ、まずは効率的な経営努力を促す観点から、現在処理場の統廃合をはじめとした広域化・共同化を推進(令和4年度までに各都道府県に広域化・共同化計画の策定を要請)しているところ。
- しかしながら、1人あたり管きょ延長が長い(P.7)という構造的な要因もあることから、処理場の統廃合だけでは根本的な解決にならないと考えられる。
- 広域化・共同化してもなお、構造的に経営が厳しい事業に対する財政措置を検討する必要があるのではないか。

(今後の下水道事業のあり方)

- 一方で、全国的に人口減少が進む中、整備したときの経済的比較が、更新の際にも妥当するか、使用料対象経費が今後も確実に使用料収入で賄えるか、について不断の見直しが必要となる。
- そのため、単なる下水道事業の延命にならないように、下水道事業の経営努力を促すような財政措置の見直しを検討しなくてはならないのではないか。
 - ・例えば、既整備施設も含めた最適化・ダウンサイジングを促す仕組みが考えられないか。

(3) 人口密度別の管渠延長(H29)

- 処理区域内人口密度が高いほど、一人当たり管渠延長が短い傾向にある。
- 特に、「25人/ha未満」と「100人/ha以上」を比べると約5.2倍もの差がある。



※公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道を対象とする(人口密度が不明な事業は除く)

出典:総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成

最適化

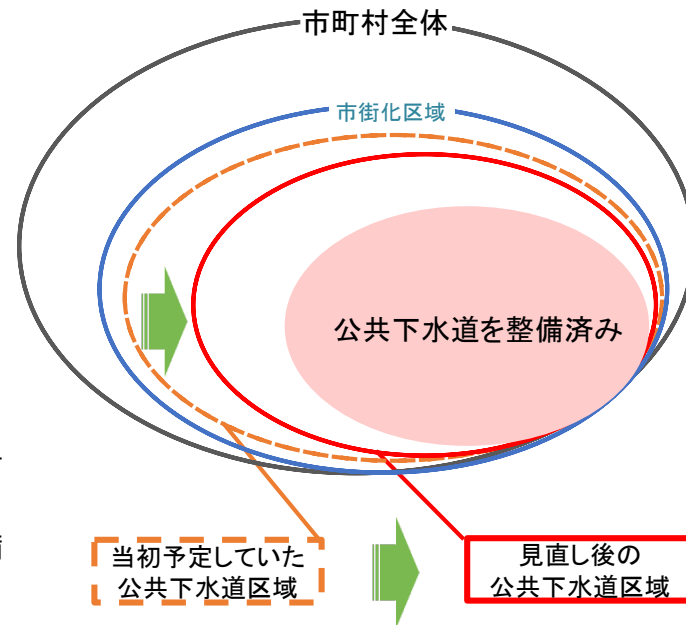
- 汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する公共下水道や農業集落排水施設、各家庭で個別に処理する合併浄化槽等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特性等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定(最適化)。
 - H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、区域を定める市町村等と連携して、都道府県構想(※1)の見直しを行っており、その中で、区域の見直し等を検討。
- ※1 都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。H28年度末で29都府県が同構想の見直しを完了し、平成30年度末までに全都道府県が見直し完了予定。
- 総務省は、全ての市町村等に対して中長期的な経営の基本計画である経営戦略をR2年度末までに策定することを要請しており、その策定を通じて最適化の検討を推進。

地域と整備手法の主な目安

地域	整備手法
市街化区域内	公共下水道
市街化区域外 (農業振興地域等)	農業集落排水施設 (対象人口1,000人程度) 等(※2)
市街化区域外(その他)	合併浄化槽(※3)

- ※2 他の整備手法として、自然公園地区等で整備する特定環境保全公共下水道や、他の集落排水施設(漁業、林業)などがある
- ※3 合併浄化槽は、主に市街化区域外で整備するが、市街化区域内で整備する場合は次のとおり
- ・公共下水道区域外
 - ・公共下水道区域内であって、公共下水道の整備に相当の期間を要する場合

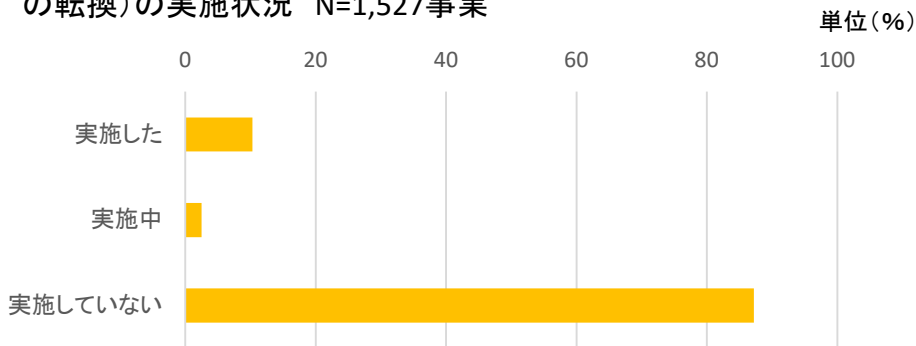
公共下水道区域の見直し(縮小)イメージ



最適化に関する自治体の事例及び効果額

- 今後の人口減少を見据え、今後の整備方針について最適化(集合処理から個別処理)への転換の事例が見られている。
- 現状においては、全てが未整備地区における予定污水处理施設の変更の例である。

○過去5年間(H24～H29)における最適化(集合処理から個別処理への転換)の実施状況 N=1,527事業



○左記最適化による効果額

最適化による効果額	
建設改良費(総額)	△6,386百万円
維持管理費(年額)	+14百万円

※効果額は最適化を行った団体のうち効果額が「0」となっている団体を除いた平均値

※建設改良は124団体の平均値、維持管理費は99団体の平均値

<H30.7 総務省調査結果>

○個別の事例及び効果額

団体名	内容	効果額 (a-b)	最適化した場合の費用	
			最適化しなかった場合の費用 (a)	最適化した場合の費用 (b)
群馬県	都道府県構想において下水道や農業集落排水で計画されている区域の全部又は一部を合併浄化槽に変更	建設費用(△58,634百万円) 維持管理費(△472百万円/年)	建設費用(1,306,539百万円) 維持管理費(12,107百万円/年)	建設費用(1,247,905百万円) 維持管理費(12,579百万円/年)
北海道標津町	将来人口や地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、未水洗化の解消を図ることを目的とし、集合処理から個別処理への変更を踏まえた全体計画の見直しを行う。	建設費用(△5,450百万円) 維持管理費(△0.8百万円/年)	建設費用(5,670百万円) 維持管理費(4百万円)	建設費用(220百万円) 維持管理費(3.2百万円)
秋田県羽後町	集合処理と個別処理の比較にあたって、将来人口・世帯数を設定し、経済性を基に集合処理が有利かの比較を行う。	建設費用(△196百万円) 維持管理費(+11百万円/年)	建設費用(881百万円) 維持管理費(0.3百万円/年)	建設費用(685百万円) 維持管理費(12百万円/年)

出典: 地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集等

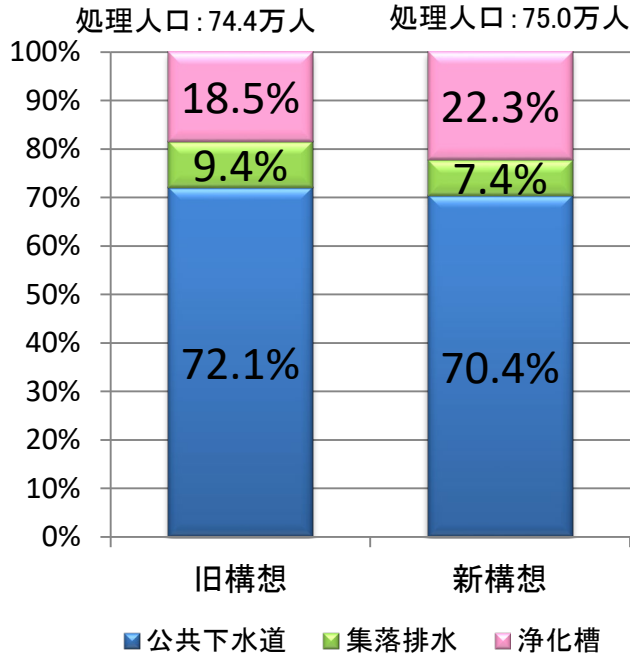
最適な汚水処理施設の選択(最適化)(佐賀県)

○持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月30日公表)に基づく都道府県構想等の見直し事例

＜都道府県構想の見直し事例(佐賀県)＞

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ**3.8ポイント増加**。

構想見直しの事例



＜市町村単位での見直し事例(佐賀市※)＞

※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

- 汚水処理に係る計画の見直しを実施
 - ・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
 - ・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換
- 平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域 (単位 : ha)			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額(計画)

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
建設改良費 △248億円
- ・浄化槽設置費用 +35億円

【ランニングコスト】

- ・維持管理費 △2.8億円(年間)

※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む

※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む